



令和4年7月29日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都市長会会長
石阪 丈



令和5年度東京都予算編成に対する最重点要望について

平素から多摩26市の行財政運営について、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、多摩地域の各市は、これまでも行財政改革を積極的に進め、住民に最も身近な地方政府として、暮らしに直結する喫緊の課題に真摯に取り組んでまいりました。しかしながら、行政を取り巻く社会経済状況は大きく変化しており、少子高齢化や人口減少への対応、インフラの老朽化対策や頻発する自然災害への備え、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立に向けた取組など、膨大な財政支出を伴う困難な課題に直面しています。

一方、地方法人課税における新たな偏在是正措置やふるさと納税制度による市民税への影響の深刻化に加え、ウクライナ情勢等による物価高騰による地域経済への影響など、各市の財政運営を取り巻く環境は、厳しい状況が続いております。

このような多摩26市の置かれた状況を十分ご賢察のうえ、下記の要望について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 令和5年度予算編成について

多摩地域の振興をより実効性のあるものとするため、令和5年度予算編成に当たり、以下の項目について、積極的な施策の推進を図るとともに財政的な措置を講じられたい。



(1) 「新しい多摩の振興プラン」の実現に向けた対応

都が令和3年9月に策定した「新しい多摩の振興プラン」の取組を着実に実現させるため、都と市町村が緊密に連携して共に取組を進めることはもとより、市町村に対して、適切な財政支援、人的・技術的支援を図られたい。

(2) 東京都市町村総合交付金制度の充実強化

東京都市町村総合交付金は、市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るために創設された交付金であり、市財政にとって重要な財政補完制度であることから、交付額の総額を増額するとともに、配分に当たっては、各市の自主性、特殊性を尊重し、個別事情がよりの確に反映できるよう、十分協議されたい。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策の充実

新型コロナウイルス感染症について、市民の暮らしと健康を守るため、ワクチン接種や自宅療養者支援、保健所体制の機能拡充、地域経済活動の活性化など、感染拡大防止とコロナ禍からの社会経済活動を回復させるための取組を講じられたい。

(4) 自治体DX推進のための支援の強化

市民の利便性向上や市役所の業務効率化を図るために、国や都の計画にあわせて進めている行政のデジタル化の取組について、市町村が主体的に事業を実施できるよう必要な支援策を講じられたい。

(5) 広域的な道路、交通インフラの整備促進

多摩地域の持続的発展のため、多摩南北主要5路線や多摩東西主要4路線等の幹線道路の早期整備を図るなど、広域的な道路ネットワークの整備を着実に推進されたい。また、JR及び私鉄各線の連続立体交差事業や複々線化等の促進、とりわけ多摩都市モノレール延伸の早期実現など公共交通機関の充実強化に努め、都市基盤整備を積極的に推進されたい。

(6) 広域的な防災力の向上に向けた支援

多摩地域の広域的な防災力の向上を図るため、災害時における情報提供体制や、避難所運営に関する連携強化など、行政区域を超えた広域的な災害時における協力体制を構築するとともに、立川広域防災基地へのアクセス性の向上に向け路線の整備を推進されたい。

(7) 社会保障制度、福祉施策に関する支援

国における社会保障に関する制度改正に伴い、各市では様々な福祉施策の実施が求められ、行財政運営に多大な影響を与えていることから、制度の運営等に必要となる経費について、国に財源を確保するよう働きかけるとともに、都における積極的な支援策を講じられたい。

(8) 子育て環境の充実

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、各市が地域の実情に応じて子ども・子育て支援新制度に基づく事業を円滑に実施できるよう、財源の確保を国に働きかけるとともに、都における積極的な支援策を講じられたい。

(9) 真の地方分権改革の実現

国と地方の役割分担の明確化と確固たる税財源の移譲が実現するよう、引き続き各市と連携して、国に働きかけられたい。また、地方自治体間の税収の格差是正については、国から地方への税源移譲や地方交付税の更なる法定率の引上げなど、地方財政拡充の観点から、抜本的な見直しを行うよう、国に働きかけられたい。

2 子どもの医療費助成制度の拡充

少子化・人口減少対策の推進が求められるなか、市の財政状況にかかわらず、子育て世代の経済負担を軽減させ、都内全ての子どもが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、子育て支援施策として必要な支援策を講じられたい。

(1) 高校生等医療費助成事業における財源負担の見直し

令和5年度から実施予定である高校生等医療費助成事業について、令和8年度以降は市に財政負担が生じる仕組みとなっている。子どもの成長にあわせた切れ目のない子育て支援を継続的に実施していくために、都が責任を持って恒久的に財源を負担するよう見直されたい。

(2) 子どもの医療費助成における所得制限や一部負担金の撤廃

義務教育就学児医療費助成事業について、市区町村の財政状況により所得制限や自己負担の取り扱いに格差が生じており、広域自治体である都が積極的に格差を是正すべきである。高校生等医療費助成事業も含めて所得制限や一部負担金を撤廃するなど、子育て支援施策として医療費助成制度を再構築されたい。